

第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援(2)

加来, 祥男
福岡工業大学社会環境学部 : 教授 : ドイツ経済・経営史

<https://doi.org/10.15017/15742>

出版情報 : 経済学研究. 74 (2), pp.1-27, 2007-10-30. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

第1次世界大戦期ドイツの応召兵士の家族支援（2）

加 来 祥 男

はじめに

I 応召兵士家族支援の制度的枠組み

- (1) 1888/1914年〈兵士家族支援法〉
- (2) 1916年1月21日〈連邦参議院布告〉
(以上、第73巻第2・3号)

II 応召兵士家族支援の制度

- (1) 給付組合設置の単位
- (2) 応召兵士家族支援制度の形成 —諸事例—
- (3) 応召兵士家族支援制度の特徴
 - (a) 委員会の設置形態
 - (b) 支援の権限・業務の集中と分散
 - (c) 私的扶助の役割
 - (d) 名誉職扶助員の活動と「城内平和」
(以上、本号)

III 応召兵士家族支援の実績と問題

II 応召兵士家族支援の制度

(1) 給付組合設置の単位

既にみたように、応召兵士家族支援の実施は、
〈兵士家族支援法〉の規定にしたがって給付
組合によってなされたが、ドイツ帝国内の
諸邦国はそれぞれに固有の地方制度をもっ
ていたために、それにしたがって給付組合の設
置単位も様々であった。プロイセンでは郡およ
び、郡に所属しない都市を単位として、その
他の邦国では、例えばバイエルンでは郡
Distriks Gemeinde ないし都市、ザクセンでは

郡 Amtshauptmannschaft ないし都市、ヴェ
ルテンベルクでは郡 Amtskörperschaft を単
位として、給付組合を設置されたのである³⁹⁾。
それらを整理して示すと、第3表のとおりであ
る。そこにみられるように、バーデンでは郡
Amtsbezirk を単位として給付組合が設置され
たのであるが、その一例をマンハイム郡に即し
てみておくこととしよう。

マンハイム市は、イルヴェスハイム、ラーデ
ンブルク、ネッカーハウゼン、シュリースハイ
ムなど、マンハイム郡を構成する6つの市町村
とともに1つの給付組合を形成した⁴⁰⁾。その機
構は、おおよそ以下のようなものであった。

- (1) 給付組合を代表するのは「郡評議会」で

39) H. Lindemann, Aufgaben und Tätigkeit der
Gemeinden im Kriege, in: Krieg und Wirtschaft.
Kriegshefte des *Archivs für Sozialwissenschaft
und Sozialpolitik*, 1915, S. 205; F. Schweyer
(Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 32-34. なお、
5つの小国と3つの自由都市ではそれ自身が給付組合
を形成した。E. Levi, *Die Zuschußunterstützung
der Gemeinden*, S. 41.

40) 以下は、Darstellungen einzelner Städte über
ihre Maßnahmen anlässlich des Krieges, in:
*Mitteilungen der Zentralstelle des Deutschen
Städtetages*, Bd. 4, Nr. 20, 15. Okt. 1914, Sp. 534-
547; S. P. Altmann, *Die Kriegsfürsorge in
Mannheim. Darstellung der Tätigkeit des
Kriegsunterstützungsamtes und der Zentrale für
Kriegsfürsorge von Kriegsbeginn bis zum Juli
1916*, Mannheim/Berlin/Leipzig 1916, S. 1-14, 32-
97, 130-132による。なお、マンハイム郡ではマンハイ
ム市が人口、郡租税収入額のそれぞれ91%, 96%を占
めていた。

第3表 ドイツ諸邦国における給付組合の設置

邦 国	給 付 組 合 の 設 置 単 位
プ ロ イ セ ン	Kreis, Stadt
バ イ エ ル ン	Distriktsgemeinde, Stadt
ザ ク セ ン	Amtshauptmannschaftlicher Bezirk, Stadt
ヴ ェ ル テ ン ベ ル ク	Oberamtsbezirk, Stuttgart
バ ー デ ン	Amtsbezirk
ヘ ッ セ ン	Kreis
メクレンブルク-シュヴェリン	—
ザクセン-ヴァイマル	Verwaltungsbezirk
メクレンブルク-シュトレリッツ	—
オルデンプルク	Großherzogtum Oldenburg, Fürstentum Lübeck, Fürstentum Birkenfeld
ブラウンシュヴァイク	Kreiskommunalverband
ザクセン-マイニンゲン	Kreis
ザクセン-アルテンブルク	Losungsbezirk
ザクセン-コーブルク-ゴータ	Kreis
ア ン ハ ル ト	Kreis
シュヴァルツブルク-ルードルフシュタット	—
シュヴァルツブルク-ゾンダースハウゼン	Unter- und Oberherrschaftlicher Landesteil
ヴ ァ ル ト デ ッ ク	Kreis
兄 系 ロ イ ス	Stadt, plattes Land
弟 系 ロ イ ス	Landratsamtsbezirk
シャウンブルク-リッペ	—
リ ッ ペ	—
ブ レ ー メ ン	—
ハ ン ブ ル ク	—
エルザス-ロートリンゲン	Kreis

註：設置単位は、各邦国固有の地方制度によっているので、原語のまま示す。

資料：F. Schweyer(Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, Berlin 1918, S. 22-23.

あった。「郡評議会」は、支援申請を討議するために3人からなる「特別委員会」を設置し、通常はこの「委員会」が「郡評議会」の名前において支援についての決定を行った。

(2) 各市町村のレベルにおける状況をマンハイム市についてみれば、ここでは、支援申請の予備審査をする「市委員会」と、戦時扶助の実務を担当する「戦時支援局」がつくられた。「市委員会」は、当初は市参事会会員3人と市議会議員1人（代理として市会議員4人）から構成されたが、16年には参事会会員2人、市議会議員2人、女性2人の委員と市議会議員4人

の代理から成り立っていた。また、マンハイム市「戦時支援局」は、局長と数人の公吏（当初は5人、後3人）の他に、有給と無給の補助者（1916年時点で前者は56人、後者は4人）によって構成されていた。なお、近郊6町村では、それぞれの「総務部」が「戦時支援局」に相当する業務を行った。

(3) 「戦時支援局」は、応召兵士家族支援に関しては、支援申請を受け付け、申請者についての調査を行い、それに基づいて支援額を算定するとともに、苦情の受け付け、資料の整理、といったことをも担当した。ここで受け付けら

れた支援申請は、「市委員会」に提案された。「市委員会」の予備審査をとれば、それは郡庁に送付され、「郡評議会」の最終的な認可を受けることになっていた。支援額の支給は、当初は市金庫で行われたが、増加する申請に迅速に対応するべく、後にはルートヴィヒスハーフェンの郵便貯金局を介して行われた。そうして支給された支援額のうち、〈兵士家族支援法〉第12条に基づく分については、郡金庫から市に補償されることになっていた。

(4) 以上のような給付組合による支援とならんで、私的扶助の活動も、戦争勃発直後から行われた。その主なものとしては、①後方支援活動を含む様々な扶助活動を行う意思をもった人々を登録する「志願救援活動登録所」と、それに併設された「案内所」、②救貧部の協力を得ながら、食料・衣料などの義捐物資や寄付金を集め、必要に応じて現物を給付する「義捐委員会」、③児童救護、家庭料理の提供、失業者対策などを行った婦人団体の連合体組織である「全国婦人奉仕会」Nationaler Frauendienst⁴¹⁾の活動、をあげることができる。これらは、「当初の要求を満たした」けれども、扶助やそれに対する申請が増加するに伴って、これらを整理し統合することが必要となった。

そうしたなかで、9月には、市の各界有力者の呼びかけによって、私的扶助を統合した「戦時扶助本部」Zentrale für Kriegsfürsorgeが設立された。「赤十字」が戦傷者を含めた軍人に関する扶助を引き受けたのに対して、これは、応召兵士家族および、その他の戦争による困窮者の救援を目的としており、①支援についての決定を下す「作業委員会」、②そのための準備や「作業委員会」の決定・指示を遂行し、全体の管理を扱う「本部事務局」、③「顧問会」、

そして、④機能ごとに編成された9部門(財務部、案内所、受付、調査部、疾病・児童・妊婦扶助部、食糧扶助・現物交付部、住宅扶助部、雇用創出部、被保険者扶助部)から構成された。各部門にも、それぞれの問題に習熟し、関連組織との結びつきをもつ人物によって構成される「顧問会」がおかれた。「本部事務局」では、市総務部長が事務局長を務め、職員や無給の補助員とならんで、市公吏も仕事をした。「作業委員会」には市長、副市長をはじめ、邦官庁の長、商業会議所、手工業会議所の会頭などが顔を揃えており、「市委員会」の委員4人もその構成員であった。このように、「戦時扶助本部」は

41) 1894年にドイツ全国の市民的な女性運動の上部組織として設立された「ドイツ婦人協会同盟」Bund Deutscher Frauenvereineは、1912年には33万人に近い会員を、戦時期には約59万人の会員(3300の支部)を擁していた。14年7月から、「同盟」会長であったボイマー Gertrud Bäumerを中心に婦人扶助団体の全国的な統合についての構想がまとめられ、8月には「全国婦人奉仕会」が設立された。この「全国婦人奉仕会」には、「赤十字」の婦人戦時扶助組織である「祖国婦人協会」Vaterländische Frauenvereine(1915年時点で約2000の地方組織、100万人に近い会員をもつ)をはじめ、ユダヤ人、プロテスタント、カトリック、労働組合や社会民衆の婦人団体も参加した。その中心的な活動領域は、応召兵士家族の扶助、職業教育や職業紹介を含む失業者扶助、避難民扶助、食事の提供にあった。様々な地域の結びつきを強化すべく、17年1月には、60とも65ともいわれる地域的な組織を統合した「ドイツ全国婦人奉仕会中央本部」Deutsche Zentrale des Nationalen Frauendienstesが設立された。G. Bäumer, *Die deutsche Frau in der sozialen Kriegsfürsorge* (= *Perthes' Schriften zum Weltkrieg*, 12. Heft), Gotha 1916, S. 2-4; U. Daniel, *Arbeiterfrauen in der Kriegsgesellschaft. Berufe, Familie und Politik im Ersten Weltkrieg* (= *Kritische Studien zur Geschichtswissenschaft*, Bd. 84), Göttingen 1989, S. 81-82, 299-300; B. Kundrus, *Kriegerfrauen. Familienpolitik und Geschlechterverhältnisse im Ersten und Zweiten Weltkrieg* (= *Hamburger Beiträge zur Sozial- und Zeitgeschichte*, hrsg. v. der Forschungsstelle für die Geschichte des Nationalsozialismus in Hamburg, Bd. 32), Hamburg 1995, S. 99-101, 458.

私的な団体でありながら、その運営には市当局もかかわり、活動に必要な場所も市によって提供された。また、200人を超える大所帯の「顧問会」は、既存の私的福祉団体の代表者や市の有力者で構成されており、工場主、商人、法律顧問、弁護士、商業顧問官、医師、市参事会会員、市議会議員、銀行家などの名前がみられた。

「戦時扶助本部」は、応召兵士家族から支援申請があった場合に調査を引き受け、また、給付組合による支援が不十分であれば、それを補う支援を行ったのをはじめ、広範な戦時扶助活動を行った。

(2) 応召兵士家族支援制度の形成 — 諸事例 —

給付組合において、支援にかかわる事項について決定を下すために委員会がおかれることは、*〈兵士家族支援法〉*第6条に定められていた。しかし、その規定は抽象的であったから、各給付組合はそれぞれの支援体制を独自に整備していかねばならなかった。いくつかの給付組合についてその動きをみることにしよう。

a ベルリン⁴²⁾

(1) 「大ベルリン」を形成するベルリン市とその近郊7都市の参事会は、すでに1913年から戦争が勃発した場合の対応策を検討し、応召兵士家族の支援については、*〈兵士家族支援法〉*が規定する最低支援額に100%の割増給付を行うことで合意した。また、この協議に基づいて、ベルリン市では、同年5月には、*〈ベルリン市の支援委員会と収税所のための業務指示〉* *Geschäftsweisung für die Unterstützungskommissionen und die Steuerkassen der Stadt Berlin vom 15. Mai 1913*が出された。その後、14年7月には、市参事会によって、

市長を委員長とし、市議会議員、市参事会会員など11人によって構成される委員会が設置されたが、開戦後の8月19日からは、それは「戦時委員会」という名称をもった。また、おそらくはこの「戦時委員会」の下に、応召兵士家族支援にかかわる問題を全般的に指揮する「支援委員会」 *Unterstützungsausschuß* がおかれた。

(2) 応召兵士家族支援に関しては、うえの*〈業務指示〉*にしたがって、「支援委員会」 *Unterstützungskommission* が23の収税所に併設された⁴³⁾。各「支援委員会」は、委員長を

42) ベルリンについては、G. Bäumer, *Nationaler Frauendienst*, in: *Frau*, 21. Jg., Heft 12, September 1914, S. 717-718; S. Wronsky, *Groß-Berliner Wohlfahrtspflege im Kriege*, in: *Zeitschrift für das Armenwesen. Organ des Deutschen Vereins für Armenpflege und Wohltätigkeit und der Zentralstelle für Armenpflege und Wohltätigkeit*, 15. Jg., Heft 12, Dezember 1914, S. 341-353; J. Jastrow, *Im Kriegszustand. Die Umformung des öffentlichen Lebens in der ersten Kriegswoche*, 2. unveränderte Aufl., Berlin 1915, S. 116-117; E. Friedeberg/S. Wronsky, *Handbuch der Kriegsfürsorge im Deutschen Reich*, S. 224-225; A. Liebrecht, *Maßnahmen und Verordnungen der Gemeinde während des Krieges*, in: *Berliner Fürsorge-Arbeit während des Krieges. Vorträge und Berichte aus dem Ausbildungs-Lehrgang der Zentrale für private Fürsorge E.V. Berlin*, Berlin 1916, S. 27-28; E. Kaeber (Hrsg.), *Berlin im Weltkrieg. Fünf Jahre städtischer Kriegsarbeit*, Berlin, 1921, S. 6-12, 31, 560; A. Wermuth, *Ein Beamtenleben. Erinnerungen*, Berlin 1922, S. 361; R. Landwehr, *Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik*, S. 80-81を参照。

43) 「支援委員会」が収税所に併設されるにいたった事情は、以下のように説明されている。「基本的な考えは、この支援は貧民扶助とはいささかも共通点を持つてはならないということであった。したがって、……まったく新しい制度が創られねばならなかった。それを、全市域に散在している23の収税所に併設することが支持されたのは、それが好意的であり、事情に精通しているからだけでなく、さらに、その責任者が軍事問題担当の参事会委員を兼ねていたからでもあった。」 E. Kaeber (Hrsg.), *Berlin im Weltkrieg*, S. 31.

務める参事会会員，2人の市議会議員，収税地区長から構成されており，支援申請の受け付け，支援についての審査・決定を行い，そうして決定された支援の支給は収税所で行われた。ベルリンでは，この23の「支援委員会」が「兵士家族支援法」第6条に規定された「委員会」に当たるものであった。

(3) しかし，「兵士家族支援法」の定める最低支援額に100%の割増支給がなされたとしても，それが応召兵士家族の生計を維持していくうえで十分であるとは限らなかった。そうした場合に補完的な役割を果たしたのが私的な戦時扶助の活動であり，とくに「全国婦人奉仕会」のそれであった⁴⁴⁾。「全国婦人奉仕会」は，ベルリンでは，「中央事務所」と，うへの「支援委員会」に対応する23の「救援委員会」とを設置して，市との連携をとりながら戦時扶助活動を行った。応召兵士家族の扶助にかかわるその活動としては，①助言と情報提供，②困窮度の調査と市「支援委員会」への支援の代理申請，③食糧や衣服，さらには市の基金を基礎とする現金による救援，があり，「救援委員会」の代表と当該問題の調査員は市の「支援委員会」の会議にも出席した。

b シャルロテンブルク⁴⁵⁾

(1) ベルリンに隣接し，他の衛星都市とともに「大ベルリン」を形成していたシャルロテンブルクでは，1914年8月2日，3日に市長を

中心とする会議が開かれ，「全国婦人奉仕会」が作成した「原則」を手がかりとして，とるべき必要な措置について議論された。そこでは，救援活動を「全国婦人奉仕会」そのもののおこうとする案は退けられ，すべての戦時扶助を貧民扶助に併設するという提案も却下された。また，すべての私的な福祉団体を統合した機関として開戦前から活動していた「福祉活動促進連合」Vereinigung für Wohltätigkeitsbestrebungen と連携することも，それが市の機関ではないという理由から，問題外であるとされた。

(2) そこで，14年8月3日には市長，参事会会員，市議会議員，シャルロテンブルクの福祉団体の代表が集まって，戦時扶助の中心となるべき「戦時祖国救援活動本部委員会」Hauptausschuß für vaterländische Hilfsarbeit während des Krieges が創設された。これは，市長を委員長とし，下に述べる「支援委員会」の委員によって構成される公的機関であったが，私的な団体をも含む戦時扶助活動全体の中心となるべきものとして位置づけられた。「戦時祖国救援活動本部委員会」は，「全国婦人奉仕会」のプランを受け入れて，①一様な食料供給を維持するための協力，②扶養者が戦地にいるか，戦争によって失業した家族に対する扶助，③職業紹介，④情報提供，といった課題を遂行することとなったが，そのうち③の活動は

44) 各地の「全国婦人奉仕会」のなかでも，ベルリンのそれは最もよく組織され，模範的な性格を有すると評価された。S. Wronsky, Groß-Berliner Wohlfahrtspflege im Kriege, S. 352-353; G. Bäumer, Die deutsche Frau in der sozialen Kriegsfürsorge, S. 2-4; B. Kundrus, Kriegerfrauen, S. 99-101, 106.

45) シャルロテンブルクについては，J. Altenrath, Soziale Fürsorge in der Kriegszeit, in: Concordia. Zeitschrift der Zentralstelle für Volkswohlfahrt, 21. Jg., No. 16-18, 15. August, 1. u. 15. September 1914, S. 298; J. Jastrow, Im Kriegszustand. S. 116-117; M. Guttman, Die Kriegsfürsorge des Lieferungsverbandes Charlottenburg, Diss. Berlin 1917, S. 10-14を参照。

当初から行われなかった。

(3) 給付組合シャルロッテンブルクの応召兵士家族支援を担当する機関としては、ベルリンの場合と同じく、市の収税所地区に対応する10の「支援委員会」が設置された。これは、委員長と副委員長を務める市議会議員に収税地区長、救貧委員会委員長を加えて構成され、①支援申請の受付、②地区長による審査と調査、③申請に関する決定、を行ったが、調査や事務作業のためには扶助員が受け入れられ、「全国婦人奉仕会」の会員をはじめ、多くの人々が自発的にこれに参加した。「支援委員会」は実際には公的戦時扶助の中心であり、これが、定められた基準を個別的事情に合わせて運用することとなった。

このように、シャルロッテンブルクでは、応召兵士家族の支援は、私的福祉団体の協力を得ながらも、機構としては市の統一的な指揮の下におかれていたのである。

c ハーゲン⁴⁶⁾

プロイセンのヴェストファーレン州ハーゲンでは、戦時扶助の一環としての応召兵士家族支援の制度は、以下のようにして整えられていった。

(1) さしあたっては、1914年8月3日から応召兵士家族支援の申請が税務局で受け付けられ、帝国による支援最低額が8月末までの分については支給されることとされた。それとやらんで、市の割増給付申請についての調査用紙の記録、市賄所におけるミルクや食料切符の支給、緊急

な医療への対応、などについては自発的な女性扶助員が活動した。

(2) 9月に入ると、一定の原則にしたがって市の支援もなされるとともに、〈兵士家族支援法〉第6条に則って給付組合の委員会に課せられた課題を果たすべき機関として、「扶助大委員会」が創設された。「扶助大委員会」は、支援認可のための一般的な原則を定めるとともに、市長や参事会会員、市議会議員などの11人によって構成される「小委員会」を設置した。「小委員会」が、個々の場合の困窮度や支援額を決定する機関であった。

(3) 個別的な事情の審査作業は、きわめて多様なケースを扱うために、繁雑であり、女性扶助員の活動が重要な意味をもった。その主な担当業務は、調査票の記載の確認、困窮・必要度についての意見具申であったが、そのためには家族との恒常的な連絡が必要であった。そこで、市域は、救貧区と同じ16の地区に分けられ、それがさらに細分されて、そのそれぞれに扶助員が割り当てられた。1916年の時点では200人以上がこうした扶助員として活動していた。

(4) 戦時扶助の実務的な作業を担当する特別の部署としては、兵士家族支援、戦傷者扶助、軍人遺族扶助の3部門からなる「扶助局」がつけられた。そのうちの兵士家族支援部は、うへの16地区に対応した8つの部門に分けられ、各部門では、「小委員会」の委員がその長を務めた。つまり、「小委員会」は、ハーゲンの応召兵士家族支援に関する全体的な意思決定の機関であると同時に、その委員は、それぞれの地区の責任者でもあったのである。

d ヘルテ⁴⁷⁾

(1) 同じくヴェストファーレン州の、ドルト

46) ハーゲンについては、Saffe, *Bericht über die Tätigkeit auf dem Gebiete der Fürsorge für Kriegerfamilien, Hinterbliebene und Kriegsbeschädigte in Hagen (Westf.)*, o. O. o. J.(Hagen 1916), S. 9-10を参照。

ムントの南に位置する工業都市ヘルデ市当局の考えでは、「祖国を守っている市民に対する道義的な責任を果たす」ことが問題であり、応召兵士家族支援を既存の救貧部に委ねることは許されなかった。そこで、1914年8月3日には応召兵士家族支援の申請を受け付ける特別の部署が設置された。そして、とくに差し迫った場合については、〈兵士家族支援法〉による最低額が8月15日分まで支給され、また、既に設置されていた市賄所の食料切符が渡された。この部署は、その後、改組されて「扶助局」という名称をもつようになり、①応召兵士家族の扶助、②軍人遺族扶助、③戦傷者扶助、④戦時出産扶助、⑤市賄所、といった活動を行った。このうち、応召兵士家族の扶助には、法律と市による家族支援の決定と支給のほかに、現金支給では対処できない困窮に対する対応、例えば、医療費や湯治費、埋葬費の負担、着衣式や転居の際の補助、ミルクや児童用書籍の手配、なども含まれていた。

(2) これとならんで、〈都市条令〉 die Städt-Ordnung 第59条⁴⁸⁾ によって「戦時支援委員会」が設置され、これは8月10日に活動を

始めた。この「戦時支援委員会」は、市長を委員長、市参事会会員を副委員長とし、市議会議員、牧師、パン製造親方など、さまざまな職業の委員13人、2人の女性助言委員、徴募区司令部から陪席する委員によって構成されており、その任務は、困窮、および支援の範囲と種類について審議し、決定することにあつた。法律の定める最低支援額に加えて市による一定の割増額を支給することもここで認められ、その後、14日ごとに開催された定例会議では、新たになされた申請について、「扶助局」における申し立ての真実性が再審査された。

こうして、ヘルデにおける応召兵士家族支援は、支援及びその範囲について決定する「戦時扶助委員会」とそれに則って支援を実施する「扶助部」によって行われたのである。

e エルバーフェルト⁴⁹⁾

(1) 「エルバーフェルト制度」として知られる救貧制度の実績をもつエルバーフェルトでは⁵⁰⁾、1914年8月13日に、応召兵士家族支援の枠組みを規定する〈戦時家族支援認可のための

47) ヘルデについては、*Bericht über die Fürsorge für die Kriegerfamilien, die Kriegshinterbliebenen und die Kriegsbeschädigten in den verflossenen 2 Kriegsjahren in Hörde i. W.*, Bearbeitet von Stadtsekretär Lechten, Hörde 1916, S. 8-9を参照。

48) プロイセンの1856年〈ヴェストファーレン都市条令〉の第59条では、個々の業務部門の継続的管理ないし監督のために、または一時的な任務遂行のために、参事会会員、市議会議員、有権市民による特別の委員会を選出できることが規定されている。Städte-Ordnung für die Provinz Westphalen. Vom 19. März 1856, in: *Gesetz-Sammlung für die Königlichen Preußischen Staaten*, 1856, S. 256-257. なお、19世紀後半のヴェストファーレン州マルク地方における都市社会の展開については、藤田幸一郎『都市と市民社会』、青木書店、1988年、第6章を参照。

49) ここでは、1914年8月13日の〈原則〉の改訂版である、16年5月6日版の〈原則〉を利用する(Stadtarchiv Wuppertal RII (94))。15年3月1日付けで市から出された〈戦時支援に関する回状〉 Rundschreiben betreffend die Kriegsunterstützungen, 同年8月9日付け戦時支援委員会からの救貧部職員宛の通知などをみると、改訂は、実情に合わせ、また、内務省からの指示を受けて行われた基準の見直しを主とする部分的なものであったと推測される。なお、エルバーフェルトでは、その後1916年2月1日には〈失業者支援認可のための原則〉 Grundsätze für die Gewährung von Arbeitslosen-Unterstützung が⁴⁸⁾、また、16年4月27日には〈戦傷者扶助認可のための原則〉 Grundsätze für die Gewährung von Kriegsbeschädigten-Unterstützung が⁴⁸⁾出されている。

50) エルバーフェルトにおける救貧制度については、加来祥男『エルバーフェルト制度の展開』(1)(2)、九州大学『経済学研究』第63巻第3号、第64巻第3・4号、1996、1998年を参照。

原則> Grundsätze für die Gewährung der Kriegsfamilienunterstützungen が出された。<原則>は全12条から成り、「応召兵士」の規定(第1条), その「家族」の範囲(第2条), 「困窮」の規定(第3条), 「支援」の内容(第4条), 支援額の算定方式(第5, 6条), 被支援者の義務(第7条), 家賃補助などその他の支援(第10条), 給付組合の設置(第11条)について定めた。

(2) そのうち, 第3条では, 支援の前提となる困窮度の基準を, 貧民扶助の場合のように「生計にどうしても必要なもの」 das zum Lebensunterhalt unbedingte Notwendige とするのではなく, 「従来暮らし向き」 die bisherige Lebenshaltung に定めた。このように, 貧民扶助と応召兵士家族支援との原則的な違いが確認される一方, 第11条では, 給付組合の活動は, 市救貧部の評議会に委託されることとされ, これに「戦時支援委員会」という名称が与えられた。同時に, 貧民扶助の地区機関も戦時扶助のための機関としての機能を果たすこととなり, それぞれが「地区長」, 「戦時扶助員」, 「戦時補助員」といった名称をもつこととなった。「戦時支援委員会」は, 戦時支援制度全体を統括し, とりわけ, 全般的な問題, 特殊なケースや判断の難しい問題について決定を下した。それに対して, 地区機関は, 支援申請を受け付け, それについて決定し, 支援額を支給した。地区機関の活動についても救貧規則の規定が適用され, その他は「戦時支援委員会」の特別規定によって運営された。

f フランクフルト・アム・マイン⁵¹⁾

フランクフルト・アム・マイン(以下では, 単にフランクフルトと記す)では, 金属工業の

企業家メルトン Wilhelm Merton を中心に, 私的福祉活動を統括すべき「私的扶助本部」 Centrale für private Fürsorge が1899年に設立されていた⁵²⁾。1914年7月末には, この「私的扶助本部」を中心に, ポリッヒカイト Wilhelm Polligkeit やレヴィ Ernst Levi といった専門家, 企業家や労働組合代表が集まって, 戦争が勃発した場合の対応について協議を

51) フランクフルトについては, J. Altenrath, Soziale Fürsorge in der Kriegszeit, S. 299-300; H. Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main. Bericht über die Tätigkeit der Unterstützungskommission des Lieferungsverbandes und der Organisation der privaten KriegsFürsorge. Abteilung Familienhilfe im ersten Kriegsjahre*, Frankfurt am Main 1915, S. 9-11, 49-52; Dr. Bigelius, Die KriegsFürsorge in Frankfurt a. M. und Kiel, in: *Preußisches Verwaltungs-Blatt*, Jg. 36, Nr. 25, 20. März 1915, S. 390; W. Polligkeit, Die äußere und innere Gliederung der Kriegswohlfahrtspflege, in: *Concordia. Zeitschrift der Zentralstelle für Volkswohlfahrt*, 24. Jg., No. 2, 15. Januar 1917, S. 19-21; H. Luppe, *Die Neuordnung der Wohlfahrtspflege in Frankfurt a. Main (= Archiv der Hamburgischen Gesellschaft für Wohltätigkeit (E. V.), Heft 14)*, Hamburg 1918, S. 18-20; H. Drünner, *Im Schatten des Weltkrieges. Zehn Jahre Frankfurter Geschichte von 1914 - 1924*, Frankfurt am Main 1934, S. 70-80; C. L. K. von Nidda, *Wilhelm Polligkeit. Wegbereiter einer neuzeitigen Fürsorge (= Schriften des Deutschen Vereins für öffentliche und private Fürsorge, Heft 219)*, Köln / Berlin / München / Bonn 1961, S. 43-44; C. Sachße / F. Tennstedt, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*, Bd. 2 Fürsorge und Wohlfahrtspflege 1871 bis 1929, S. 59-60; U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano. Studien zur Geschichte der Arbeiterbewegung und der Bürgerlichen Sozialreform in Deutschland (= Sozialpolitische Schriften, Heft 73)*, Berlin 1997, S. 310-331; 北村「第1次世界大戦期ドイツにおける戦時扶助体制と女性動員」, 28-29ページを参照。ただし, おそらくは組織のあり方が時期とともに変化したこともあって, 組織の細部やそれら相互間の関係などについては, これらの文献において食い違いがみられる場合もある。重要と思われるものについては注記する。

始めた。そこでは、「邦、市、そして、私的な戦時扶助はできるだけ一つの管理組織で取り扱われるべきである」ことが確認され、それをうけて、応召兵士家族支援の体制は以下のようにして整えられていった。

(1) 8月3日には、戦時扶助を担う市の機関として、参事会会員と市議会議員各9人から成る「市戦時委員会」が設置され、その下に、①財務、②食料扶助、③家族支援、④法務、⑤雇用創出、という5つの「下部委員会」がおかれた。また、扶助活動のための資金としてさし当たっては200万マルクが市から用立てられた。

(2) 応召兵士家族の支援を扱う「軍務に就い

ている兵士家族の支援市委員会」は、市参事会会員3人、市議会議員3人、私的な戦時扶助団体の代表者5人の計11人によって構成され、そのうち市参事会会員の一人が委員長を務めることとなっていた。「家族支援市委員会」は、<兵士家族支援法>第6、7条に基づく委員会として応召兵士家族の支援申請を審査したが、この委員会の設置とともに、<兵士家族支援法>による支援最低額に市による50%の割増分(11月からは100%)を加えた給付がなされることも決議された。開戦直後から「家族支援市委員会」には支援申請が殺到したため、それに迅速に対応するべく、支援申請の予備審査は市の税務局によって行われることとなった。支援必要度を判断するための資料がそこに揃っていたことから、それは好都合であった。

(3) 他方で8月4日には、メルトンの主導の下で、「赤十字」や「全国婦人奉仕会」をも含む私的戦時扶助団体を統合して、「私的疾患看護・家族支援本部」Private Zentrale für Krankenpflege und Familienfürsorge(これは、「戦時扶助本部」Zentrale für Kriegsfürsorge とか、より簡単に「戦時扶助」Kriegsfürsorge とよばれた)が設立された。その課題は、戦争によって困窮化した人々すべてを対象として、公的な扶助の硬直性を補完することであり、活動全体を統括したのは「総指導部」⁵³⁾であった。また、活動に必要な資金の調達については、同じくメルトンの主導によって「戦時扶助募金本部」Zentralsammlung der Kriegsfürsorge が設立されていたが、その資金を管理・運用するために「財務委員会」が新設された。さらに、衣服や金属、装身具などの寄付を一括して取り扱うために14年末に設立された「救援委員会」も「戦時扶助本部」の監

52) 1890年代にドイツの諸都市では、私的な福祉活動を地域的に再編・集中しようとする動きがみられたが、それはとくにベルリンとフランクフルトで顕著であった。フランクフルトでは、メルトンが中心となって90年には「公共福祉協会」Institut für Gemeinwohlが設立された。これは96年からは有限会社形態をとり、福祉活動の推進とそのための資金調達に携わった。その活動としては、安価な食事を提供する賄所を経営する「福祉制度会社」Gesellschaft für Wohlfahrtseinrichtungenの設立(1891年株式会社として設立され、1900年には有限会社に改組)、「労働者問題案内所」Auskunftsstelle für Arbeiterangelegenheitenの設立(1895年)、「労働者住宅制度振興協会」Verein für Förderung des Arbeiterwohnungswesens und verwandte Bestrebungen設立への参加(1900年)、『社会的活動雑誌』Blätter für Soziale Praxisの刊行(1893年)、フランクフルト市や商業会議所との協力による「社会科学・商業学アカデミー」Akademie für Sozial- und Handelswissenschaftenの設立(1901年から活動開始)、などがあげられる。こうしたなかの一つとして、97年に「公共福祉協会」内に新設された貧民扶助部門を発展させて、99年には「私的扶助本部」が設立された。これは、私的な福祉活動の地域的なネットワーク化を課題とし、既存の救援組織の活動の調整を目指した。H. Drünner, *Im Schatten des Weltkrieges*, S. 39-43; C. Sachße, *Großindustrie und Wohlfahrtspflege. Wilhelm Merton und das "Institut für Gemeinwohl"*, in: D. Thränhardt u. a. (Hrsg.), *Wohlfahrtsverbände zwischen Selbsthilfe und Sozialstaat*, Freiburg im Breisgau 1986, S. 168-180.

督下におかれた。

「戦時扶助本部」は私的な団体であったが、それを運営する重要ポストには市の代表者が多く就いた。「総指導部」の部長には副市長のルッペ Hermann Luppe が就任するとともに、市の代表者も部員として入っていた。また、メルトンの指揮下におかれた「財務委員会」は当初の28人の委員によって構成されたが（のちには32人）、そのうち10人は市参事会会員、市議会議員（各5人）によって占められた。

(4) 「戦時扶助本部」は、こうした体制のもとで、戦傷者看護の設備・人員を供給する「疾病看護部」と、戦争によって困窮化した家族を救援する「家族救援部」とから成り立っていた。「家族救援部」では、理事3人、書記4人、会計3人から構成される「中央指導部」が邦や市と協議を行う一方、救援活動は17の「地区支部」に委ねられた⁵⁴⁾。その活動については業務規則が定められるとともに、各「地区支部」には、支部長、3～4人の代理、5～9人の委員から成る「委員会」がおかれ、必要に応じて、市救貧機関、扶助員、有給職員も動員された。「家

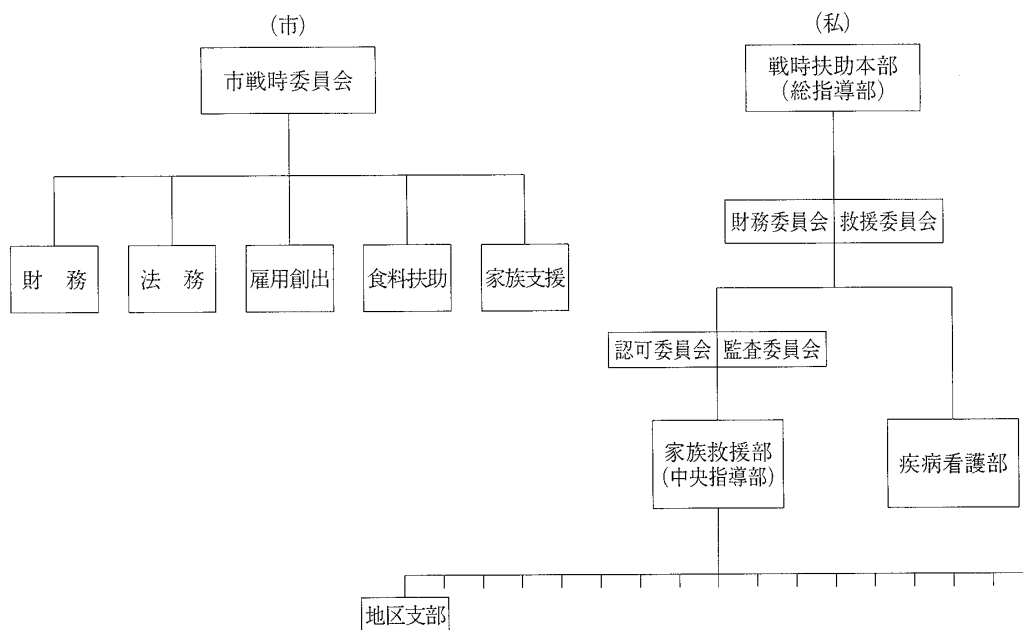
族救援部」は、〈兵士家族支援法〉による支援では十分ではない場合に、それを補完する救援を行ったが、それに関する決定は「地区支部」の「委員会」によって下された。ただし、救援が一定額を超える場合には、「家族救援部」が任命する5人（委員長、委員3人と当該地区支部長）からなる「認可委員会」の承認が必要であった。また、「地区支部」や「認可委員会」の決定に対する苦情を処理するために、「監査委員会」がおかれた。これは、少なくとも11人の委員から構成されたが、そのうちの3人は「家族支援市委員会」の委員であり、委員会の多数は参事会会員と市議会議員によって占められることとなっていた。

以上のようなフランクフルトにおける戦時扶助組織のおおよそは、第1図のように描くことができよう。

(5) このように、フランクフルトでは、「支援市委員会」と私的な「家族救援部」との2つが並列して応召兵士家族支援を行うこととなった。そういう意味では、「できるだけ一つの管

53) 「総指導部」については、それを市の「戦時委員会」と「戦時扶助本部」を統括するものとして捉える叙述がある一方 (H. Drünner, *Im Schatten des Weltkrieges*, S. 73; 北村「第1次世界大戦期ドイツにおける戦時扶助体制と女性動員」, 29ページ)、「戦時扶助本部」の頂点に位置する組織として位置づけている文献もある (C. L. K. von Nidda, *Wilhelm Polligkeit*, S. 44; U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 315)。当事者であったルッペは、フランクフルトの私的戦時扶助組織をとりあげた個所で、「それらすべてを、副市長を長とする戦時扶助の総指導部が統括する」と述べている (H. Luppe, *Die Neuordnung der Wohlfahrtspflege in Frankfurt a. Main*, S. 18)。また、フランクフルト戦時扶助の特徴としては、組織としては公私が独立しながらも両者間での「人的な結合」によって連携がとられ、調整がはかられたことがあげられる。これらを考慮して、本稿では、「総指導部」を「戦時扶助本部」を統括する機関として理解する。

54) この「地区支部」が「家族救援部」に属するのか、あるいは、「市支援委員会」の下部機関であったのか、あるいは、双方に共通するものであったのかという点も、必ずしも明らかではない。ザクセとテンシュテットは、給付組合としてのフランクフルトは「17の地区支部に分権化された支援委員会を設置した。委員会の支援給付は、私的扶助によって補完され、上乘せされた」と述べているが (C. Sachße/F. Tennstedt, *Geschichte der Armenfürsorge in Deutschland*, Bd.2, S. 59)、レヴィが「給付組合については集中して支援するフランクフルトは、補完的な私的組織では地域的に分散した支援を行っている」と述べているのははじめ、「地区支部」を「家族救援本部」の下に位置するものとして叙述している文献は少なくない (J. Altenrath, *Soziale Fürsorge in der Kriegszeit*, S. 299; H. Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main*, S. 10; U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 316)。本稿では後者にしたがう。



資料：U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, Berlin 1997, S. 313-317.

第1図 フランクフルトの戦時扶助体制

理組織で取り扱われるべきである」とする8月2日の確認は実現しなかったことになる。しかし、「家族支援市委員会」に私的な戦時扶助団体の代表が、また逆に、「家族救済部」の「管理委員会」には「家族支援市委員会」から少なくとも3人が参加するなど、広範な「人的結合」eine Personal-Union が成立しており、それによって両者間の連携・調整がはかれることになった。

(6) 1916年11月になると、市参事会を中心に、フランクフルトで戦時福祉事業に携わる公私すべての組織と基金を統合して、「戦争犠牲者救援全体委員会」Gesamthilfssausschuß für die Opfer des Krieges が設立された。これは、①直接・間接の戦争被害者のための措置の促進、②戦時福祉事業の諸団体・基金の活動の統一化、③戦時福祉事業を行う市の部署への助言、を目的としていたが、統合された既存団体の自立性は保証された。この団体では、人的にも制度的

にも「戦時扶助本部」から多くが受け入れられる一方、委員長には市長の任命によって参事会会員が就き、また、市参事会はすべての決議に対する拒否権を有するなど、全体的には市が主導的な役割を担うこととなった。

g ニュルンベルク⁵⁵⁾

(1) ニュルンベルクでは、戦争が引き起こす困窮に対する応急措置として、食料の必要を満たすべく6つの戦時賄所が設置され、また、とくに緊急の場合には、さし当たっては貧民扶助も適用された。ただし、こうした場合にも、救援は貧民扶助とはみなされず、受給者がそれによる不利益を被らないように配慮された。しか

55) ニュルンベルクについては、*Kriegsstellen für die soziale Kriegsfürsorge in Bayern*, hrsg. v. K. Statistischen Landesamt, München 1917, S. 87-91; C. Vogelreuther, *Die Kriegsfürsorge der Stadt Nürnberg 1914-1918*, Diss. Erlangen, Würzburg 1935, S. 4-6を参照。

し、当然にも、これらの暫定的な取り決めで事態を乗り切ることが難しく、救援活動を組織的に遂行することが必要となった。

(2) 1914年8月9日の市参事会決議に基づいて、市が戦時扶助を引き受けることとなり、そのための「本部委員会」が設置された。これは、応召兵士家族の扶助を扱う「委員会Ⅰ」と、戦争によって困窮に陥った場合の扶助を扱う「委員会Ⅱ」を中心に、食料扶助（戦時扶助Ⅲ）、疾病扶助（戦時扶助Ⅳ）、児童扶助（戦時扶助Ⅴ）、職業紹介（戦時扶助Ⅵ）という部門から成り立っていた。「委員会Ⅰ」と「委員会Ⅱ」は、それぞれが市参事会会員と市議会議員の8人の委員から構成され、前者では市長が、後者では貧民扶助に長年携わってきた「貧民扶助委員会」副委員長が指揮をとった。この2つの「委員会」によって、①扶助の財政、②扶助の一律な遂行、③一般的な指針の作成、といった扶助の大枠が決められた。

(3) うえの「委員会Ⅰ」と「委員会Ⅱ」による扶助については、市域が6「地区」に分けられ、それぞれに「事務所」が設置されるとともに、各「事務所」には、うえの「委員会Ⅰ」と「委員会Ⅱ」とに対応する、2つの「下部委員会」がおかれた。これらの「下部委員会」は、それぞれが委員長と5人の委員から構成されていたが、「下部委員会Ⅰ」では扶助に絡む法律的問題も発生するところから、また、「下部委員会Ⅱ」が扱ったのは困窮者に対する「高位の貧民扶助」 eine gehobene Armenpflege であったことから、前者については弁護士が、後者については救貧委員が委員長を引き受けることが望ましいとされた。応召兵士家族の支援や食料・衣料・疾病扶助の申請などについて、その審査と決定に当たったのは「下部委員会」

であったが、支援の前提条件が整っているかどうかは専門の調査員によって事前に確認された。「事務所」は8月17日から活動を始めた。

h ライプツィヒ⁵⁶⁾

(1) ライプツィヒでは、〈兵士家族支援法〉第6条の「委員会」に当たる機関として1914年8月初めに「戦時支援委員会」が設置された。この委員会は、市参事会会員4人、市議会議員4人、市民7人で構成されていたが、その多くは「救貧委員会」の委員でもあり、委員長を務めたのも救貧委員会の委員長であった。また、「戦時支援局」の業務は「救貧局」に委託された。このように、ライプツィヒにおける応召兵士家族支援は、貧民扶助の機関と結びつき、それに依拠して成立したのであった。

応召兵士家族の支援をできるだけ統一的で公正な支援を行うために、それに関わる権限は「戦時支援委員会」に集中された。それに基づいて、「戦時支援委員会」は、8月10日の第1回会合において、〈兵士家族支援法〉の最低額に、この地域の労働者の平均賃金を基準として、配偶者にはその30%、その他には10%を上乗せした「基準支援額」 regelmäßige Unterstützungssätze を定めた。

(2) 市域は17の地区に分けられ、それぞれに「下部委員会」が設置された。この委員会の任務は、応召兵士の家族による支援申請を判断し、決定のための準備をすることにあり、その委員

56) ライプツィヒについては、*Bericht über die Soziale Fürsorge der Stadt Leipzig in der Kriegszeit 1914-1918*, 1. Buch, Leipzig o. J. (1919), S. 8; P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform. Kommunale Wohlfahrtspolitik zwischen 1890 und 1929 (= Geschichte und Politik in Sachsen, Bd.5)*, Köln/Weimar/Wien 1998, S. 134-142を参照。

には、地域と事情に通じているということから、貧民扶助に携わる名誉職の委員が優先的に選ばれたが、委員長の大部分は「戦時支援局」の(つまり、「救貧局」の)公吏であった。こうして、職業公吏を分散的に配置しながら、決定権限を集中することによって、ライプツィヒでは、「名誉職の社会事業が市官僚機構に強く結びつけられ」た。

(3) 市による支援機関がつくられるとともに、私的福祉団体との連携も図られた。14年8月10日には、市長の提唱の下で私的福祉団体代表者との話し合いによって、私的な募金・扶助制度全体を統合ということが了解された。それに基づいて「ライプツィヒ戦時惨禍義捐金」Kriegsnotspende für Leipzig が設立され、戦争によって困窮に陥った市民を対象に、応召兵士家族に対する法的な支援以外の扶助を引き受けることとなった。市のモデルに倣って、支援申請の審査を行う「地区事務所」(終戦時には28)も設置されたが、最終的な決定は本部が行った。また、扶助活動に必要な資金を調達するべく、市の上層有力者から成る「財務委員会」がつくられる一方、本来の救援活動の遂行・調整は、市長の指示によって、戦争勃発直前に結成されていた「ライプツィヒ貧民扶助・福祉活動同盟」Leipziger Verband für Armenpflege und Wohltätigkeit によってなされることとなった。後者では、「全国婦人奉仕会」の委員長や自由労働組合、家主協会といった様々な政治的潮流の代表者も活動した。

(4) 公私の戦時扶助機関の間では、「ライプツィヒ戦時惨禍義捐金」と市の「下部委員会」の間における人事の交流をとおして調整が図られた。また、市の救貧・募金制度、「戦時支援局」、「戦時惨禍義捐金」、「貧民扶助・福祉活動

同盟」のいずれも、副市長の指揮下におかれた。こうして、「私的扶助内部における、あるいは、私的扶助と市の扶助との間における伝統的な紛争は、戦時には凍結された」のであった。

(3) 応召兵士家族支援制度の特徴

以上、いくつかの個別的事例に即して、大戦勃発直後の給付組合の取り組みを、委員会の設置状況を中心にみてきた。これらによると、<兵士家族支援法>は、1888年に成立した後も執行されたことはなく、また、そのための体制もつくられてはいなかったことがわかる。しかし、ベルリンやフランクフルトの動きは、大戦勃発の前から戦争に対する危機感がかなり広い範囲で共有されていたことも示している。そして、1914年8月に入ると、各都市(=各給付組合)はきわめて迅速に、応召兵士家族を支援するための「委員会」を設置し、それを中心に支援のシステムをつくっていった。この問題に関して、諸都市へのアンケート結果をレヴィがまとめたものをさらに整理すると、第4表が得られる。これを参考にしながら、都市間でみられる共通点や相違点についてみていくこととしよう。

(a) 「委員会」の設置形態

<都市条令>や<兵士家族支援法>第6条の規定によって、多くの都市において「委員会」が新たに設置された。うえにみた事例の範囲でも、フランクフルトの「家族支援市委員会」をはじめ、ハーゲンの「扶助大委員会」、ヘルデの「扶助局」、ニュルンベルクの「本部委員会」およびその下におかれた「委員会I」がそうであった。これらの他に、ケムニッツやハノーファー、シュトゥットガルトでも、応召兵士家族

第4表 給付組合の体制

給付組合	一般的指示の公布	支援の集中と分散	他の市行政機関との関係
バルメン	市長と市議会議員；戦時支援委員会；給付組合管理部長	28地区（＝救貧部の28地区）に分散 審査は戦時支援局が行う	収税機関が場所と人員を提供 —
ベルリン	参事会の戦時委員会	分散。23地区（＝23収税地区）	
ブレーメン	市政府委員会	集中	施設扶助については救貧局
ブレスラウ	国防支援委員会、参事会、市議会議員が追加扶助を決定	31地区（＝31救貧地区）	
カッセル	戦時支援委員会	集中。但し、救貧部が意見の表明・提案	救貧部地区委員会に提案権
ケムニッツ	ケムニッツ軍事部	軍事部（帝国支援分）；戦時扶助地区と戦時扶助局（追加支援分）	救貧局と税務部は情報提供
エルバーフェルト	市長と戦時支援委員会	41の下部委員会	救貧部委員会＝戦時支援委員会
フランクフルト	給付組合の支援委員会 参事会と市議会議員	集中	税務部の場所と人員を利用
グーベン	困窮度審査委員会	集中	戦時支援局は救貧部と提携 新組織
ハーゲン	扶助委員会	集中。但し、扶助局は地区に区分	
ハンブルク	中央委員会。権利は市が留保	中央委員会と6つの下部支援委員会	中央委員会には救貧部とハンブルク戦時救済などの代表者が入る 警察の場所と人員を利用
ライプツィヒ	戦時支援局	16の下部委員会	税務部、救貧部と緊密な連携。 給付組合は救貧部に併設
リューベック	戦時支援決定委員会 委員会	集中	公吏と警察官による支援活動 市出納局をとおして支給
マンハイム	郡庁（郡評議会）	集中（郡評議会と市支援委員会による提案）	—
ミュンヘン	王国政府が監督 市参事会が福祉本部委員会と連携	分散。29の福祉委員会（＝29の市区）	救貧局員の一人が福祉地区委員会に属す
レムシャイト	市長と給付組合の支援委員会	集中	—
シュトラースブルク	支援委員会ないし市戦時支援局	集中	救貧部は「戦時福祉事業部」として特別支援を提案

資料：Kommunales Jahrbuch, Kriegsband, 1919, S. 60-62.

支援のために独自の「委員会」が新設された⁵⁷⁾。郡単位で給付組合を形成したマンハイムにおいても、市の「戦時支援局」が設置されたことは、

既にみたとおりである。

他方では、既存の行政機関のなかや、それに合わせて「委員会」がつくられたところもあった。その場合にも、どのような機関がどのように利用されるのかは、都市によって区々であった⁵⁸⁾。1つには、税務機関が利用された。既にみたように、ベルリンやシャルロッテンブルク

57) E. Levi, Die Zuschußunterstützung der Gemeinden, S. 43-44; W. Kohlhaus, Chronik der Stadt Stuttgart 1913-1918, Stuttgart o. J. (1963), S. 116, 161.

で収税所に「支援委員会」が併設された。第2に、ハンブルクでは、警察署が応召兵士家族支援体制の中心となったし、リューベックでも支援活動は公吏と警察官によって担われた⁵⁸⁾。さらに、第3に、これも既にみたように、エルバーフェルトやライプツィヒでは、応召兵士家族支援の活動が救貧機関に委託された。カッセルやシュトラースブルク、キールでも、応召兵士家族支援は救貧機関に委ねられた⁶⁰⁾。

戦争勃発後、急増する応召兵士家族支援の申請に対しては、迅速な対応が必要であった。また、支援の実施にあたっては、住民の生活状態がよく把握されねばならなかった。そうした事情の下では、税務機関や警察署といった既存の機関や、それが有する経験・資料などが活用されたのも、当然であったといえよう。応召兵士家族支援機関としての「委員会」が新設されたところでも、支援の実施にあたって既存の組織や人員が利用された例は少なくない。既にみた

ように、「家族支援市委員会」を設置したフランクフルトでは支援申請の審査や支給は税務局で行われたし、ハーゲンでは家族支援を実施するために市域が救貧区と対応する地区に分けられた。また、シャルロッテンブルクの「支援委員会」には救貧委員会委員長がメンバーとして加わっていた。ベルリンの「戦時支援委員会」にも救貧部の経験者が参加するのが通例であった⁶¹⁾。さらに、第4表にあげられた都市のなかでも、ブレスラウ、カッセル、ケムニッツ、グーベン、ハンブルク、ミュンヘン、シュトラースブルクでは、救貧機関やそれにかかわる人員が様々な方式で兵士家族支援にかかわっていたのである。このように、既存の公的機関のなかでも、救貧機関の活用、それに関わる人々の動員がとくに目立ったことは、兵士家族支援制度と貧民制度との原則や理念における相違が強調されていただけに、注目しておかねばならない⁶²⁾。

(b) 支援の権限・業務の集中と分散

様々な形態で設置された「委員会」は、兵士家族支援の中心機関として、どのような権限をもち、それをどのように行使したのであろうか⁶³⁾。この点についても、都市によって違いがみられた。一つには、軍部の関わり方に幅があっ

58) E. Levi, Die Zuschußunterstützung der Gemeinden, S. 44.

59) ハンブルクでは1914年8月6日の〈政府布告〉第4条において「支援に対する権利、困窮および支援額の決定は、市域については警察署によって……なされる」と規定された。その後、8月22日の〈布告〉では、市域における支援の承認を決定するのは、「警察の地区区分に倣って市政府によって設置され、その一部は市民によって構成される委員会」であるとされ、さらに8月28日の〈布告〉では、そうした委員会として、「中央委員会」と6つの「委員会」が設置される、とされた。K. Erichson, *Die Fürsorge in Hamburg. Ein Überblick über ihre Entwicklung, ihren gegenwärtigen Stand und dessen gesetzliche Grundlagen*, Hamburg 1930, S. 147.

60) E. Levi, Die Zuschußunterstützung der Gemeinden, S. 44; Dr. Bigelius, *Die Kriegsfürsorge in Frankfurt a. M. und Kiel*, S. 392. ただし、キールでは、このために救貧委員会が拡大されるとともに、この新しい活動を救貧部からはっきりと分離するために、兵士家族支援については新たに「市支援委員会」Städtische Unterstützungskommission という名称が与えられた。

61) ハーゲンでは、貧民扶助にまつわる差別を戒めながらも、「家族の構成に従って支援の必要性を測定するための一定率に基づいた、状況の個別的な取り扱い」という点では救貧部の原則や経験が生かされうる、とされた。Saffe, *Bericht über die Tätigkeit auf dem Gebiete der Fürsorge für Kriegerfamilien, Hinterbliebene und Kriegsbeschädigte in Hagen (Westf.)*, S. 9. また、ライプツィヒについては、「手馴れた大勢の」扶助員の助けが必要であったことが指摘されている。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 139. ベルリンについては、R. Landwehr, *Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik*, S. 81を参照。

た。ケムニッツのように軍事部が前面に出るところもあったし、リュウベックの「戦時支援決定委員会」は、3人の公吏と1人の将校によって構成されていた。また一つには、第4表から窺えるように、邦国政府や都市当局に対して「委員会」がどこまで自立性をもっているのかということも、都市によって様々であった⁶⁴⁾。

他方では、困窮度の審査、支援額の決定といった業務を「委員会」が自ら行うのか、それとも他の機関に委譲するのか、ということも問題であった⁶⁵⁾。第4表による概観やこれまでにみてきた事例を手がかりとして、この点についても整理を試みよう。(1) ベルリンやシャルロッテ

ンブルクでは、複数の「支援委員会」がおかれ、それぞれが支援申請の受付、審査、決定を行った。(2) ニュルンベルクでは、6「地区」におかれた「委員会I」が定めた大枠にしたがって「下部委員会I」で支援申請の審査・決定がなされた。エルバーフェルトにおける「戦時支援委員会」とその地区機関(いずれも救貧機関に委託)の関係もこれに近いものであった。これに対して、ハーゲンでは、16「地区」の扶助員は、調査などを行い、意見を具申することとされていたが、困窮度や支援額を決定する権限は「小委員会」にあった。ライプツィヒでも、17「地区」におかれた「下部委員会」が支援申請の審査を行ったが、決定を下したのは「戦時支援委員会」であった。(3) ヘルデでは、「戦時支援委員会」が自ら困窮度を審査し、支援についての決定を行った。また、フランクフルトでは、「戦時委員会」下の「家族支援市委員会」が支援に関する審査を行うことになっていたが、その一部が市の税務局によって代行された。マ

62) レヴィは、「あれやこれやの制度になった理由は、例えば人的な理由のように、きわめて多様だったであろう。おそらくは、一方では度量の狭い救貧法的方法を適用する危険をすべて排除しようとする努力が、他方における救貧法的に訓練された機関の多くの専門知識を利用したいという希望が、あちこちで、ともに働いたであろう。……/追加救済の機関(兵士家族支援機関のこと—加来)が救貧部のうえにつくられなかったところでも、一多くの場合、人的に救貧部成員が委員会に入ることをとおしても一、そうした機関と密接な連絡をとる努力がなされた」と述べている。E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 44. また、クントルスは次のように述べている。「言葉のうえでの区別にもかかわらず、貧民扶助の経験は戦時扶助の活動に影響を与えた。1914年の開戦時には、例えばボンのようないくつかの都市が、市町村が戦時支援に加えて支給する割増給付を貧民扶助として解釈するということがあった。……貧民扶助と家族支援の間に「鋭利な切断」が意図されていたにもかかわらず、往々にしてやや深い切り込みが残されたにすぎなかった。」B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 78. また、ヒルシュは、ライプツィヒの場合について、「(救貧局局長であった)ゼルの述べるところによれば、戦時局と救貧局との結びつきはうまくいっており、当初いわれたような懸念は聞かれなくなっているけれども、我々は、根本的な疑念から、この方法と断固として戦わねばならない」と述べていた。P. Hirsch, *Kommunale Kriegsfürsorge*, S. 69.

63) この問題を概観したものとして、E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 43-44; F. Schwyer (Hrsg.), *Deutsche Kriegsfürsorge*, S. 32-34を参照。

64) 兵士家族支援制度の組織を論じるなかで、トーデは、「多くの都市では、都市当局が支援額を一般的に決定する権利を要求した。それと、立法者によって戦時支援委員会に付与された権利とを調和させることは難しい」と、また、レヴィは、「郡に属しない都市において、とくに戦争初期に特別の戦時委員会が設置されたところでは、参事会と市議会議員の決議によって、これらの機関の権限がどこまで戦時委員会に委譲されたのか、また、実際に委譲されたのか、ということが問題となる。様々な名称のもとで設立された戦時扶助局は、参事会や市議会の基本的な決議の範囲内で市の役所としての権限をもっているのかどうか、疑わしい」と、述べている。Dr. Thode, *Gesetz über die Unterstützung der Familien der Kriegsteilnehmer*, S. 34; E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 43.

65) この点についてレヴィは、「支援活動をよりよく、より適切に扱うために、多くの市町村は、複数の支援委員会を設置できるという法律による権限を利用した。他の市町村は、集中した支援方式の統一性に利点が多いと考えた」と述べている。Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 44.

ンハイム市はそれ自身で給付組合をなしたわけではなかったけれども、ここでの応召兵士家族支援に関する業務は、実際には、「市委員会」と「戦時支援局」に集中されていた。

このように、応召兵士家族支援にかかわる権限と業務のあり方は様々であった。それらを一つの機関に集中化すれば、制度は簡素で、肥大化の弊害を避けることができるし、支援の基準を一律化し、統一的に制度を運用するのにも好都合である、といった長所があった。ライプツィヒでは、決定権限を中央のレベルにおくことは「可能な限り統一的で公正な支援を行うための保証」であると考えられたし、マンハイムでは、集中化の理由として、①「分散化は、救貧制度の地区指導者との当然の結びつきをもつ可能性があること、②地域への分割は制度を大きくし、それに伴って資金面や人員調達面で困難が生じるであろうこと、③一様な取り扱いには集中化された制度のほうが適していること、があげられた⁶⁶⁾。

しかし、これには問題点もあった。応召兵士家族支援の前提となる「困窮」を確定するにはそれぞれの家族の生活実態が把握されねばならないが、この場合の「困窮」は、従来の生活を考慮した「社会的階層における困窮者の扶養」とされたから、支援の基準や額も個別的とならざるを得なかった。そうした要請に応えるには、一律の基準による支給には無理があり、その点では、市域が地区に分割され、そこに扶助員がおかれることになれば、対応は相対的には容易

になりえたであろう。但し、そうした場合でも、ベルリンやシャルロッテンブルクのように、支援額について一定の基準を定めて、それを全体的に適用すれば、統一基準による支援は可能となる一方、個別的な対応の範囲は狭められることになる。こうしたところに、応召兵士家族支援の難しさがあった。そして、そうした問題点を処理するうえでも、私的扶助団体による補完的な救援は重要な意味をもつこととなった⁶⁷⁾。

(c) 私的扶助の役割

うえにみたくつかの事例でも示されていたように、応召兵士家族の支援においては、私的扶助団体が給付組合の支援を補完すべき役割を担っていた。この点について、レヴィは、「いくつかの大都市では、補完的に代役の務めを果たそうとする自由な慈善活動もよく組織されていた。それに加えて、いたるところで、全国婦人奉仕会の組織が現れた。自由な慈善活動のこれら全分野は、幾重にも、一部は公的支援機関とも結合した。そうしてできた中心は、様々な名称をもち、また、地域の事情に合わせて様々な指揮の下で活動した。その活動は、あらゆる戦時福祉事業のためであったり、少なくとも赤十字の特別の課題のためであったり、専ら兵士家族支援のためであったりした。給付組合の課題が正しく理解されたところでも、これらの私的な組織がその一部を引き受けることができるということは、法的には問題はなかったし、いまでもそうである。……こうした自由な慈善活動は、様々な市町村で補完的な支援を引き受け

66) P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 136, 139; S. P. Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim*, S. 64-65.アルトマンは、集中化された場合には支援についての決定を行う人物が申請者と個人的に接することが難しいという問題があることも指摘している。

67) C. L. K. von Nidda, *Entwicklungstendenzen und gegenseitige Beziehungen der öffentlichen und freien Wohlfahrtspflege in Deutschland*, S. 208-215.

たが、その範囲は様々であった」⁶⁸⁾、と述べている。この指摘を手がかりとして、私的扶助の組織のあり方やそれと給付組合との関係、支援を補完する方式や程度を立ち入ってみることにしよう。

a 私的扶助の組織形態

多くの都市では、私的扶助活動を行ってきた団体が統合されて、統一的な戦時扶助活動を行うようになった。フランクフルトとマンハイムでは、それぞれに「戦時扶助本部」とよばれる組織が結成され、それが私的戦時扶助全般を統括した。ライプツィヒでは市の主導の下で「戦時惨禍克服義捐金」がつくられた。これらについては、既にみたとおりである。ミュンヘンでは、戦時扶助全般を統括し、市とも連携する「福祉本部委員会」Hauptwohlfahrtsausschussが結成された。デュッセルドルフでも、14年8月3日には、市が中心となって私的扶助組織を統合した「自発的慈善活動本部」Zentrale für freiwillige Liebestätigkeitが設立された。これは、市助役のレアー Lehr の指揮の下で、資金調達や人員配置、扶助の各分野など、当初は18部門、後には24、さらには35の部門に組織され、市域を35地区に分けて広範な戦時扶助活動を行ったが、そのうちの「最大・最強」の部門が応召兵士家族扶助であった。バルメンでも、包括的な私的扶助組織として「バルメン福祉本部」Wohlfahrtszentrale der Stadt Barmenが結成された。これは、理事会と、総務、財務、失業対策、食糧供給、戦傷者扶助、戦争寡婦・遺児扶助、応召兵士家族扶助など40の専門委員

会から構成され、あらゆる階層、政党、宗派からの約260人が扶助活動に従事した。ハンブルクでも、戦争勃発後すぐに、「ハンブルク福祉活動協会」Hamburgische Gesellschaft für Wohltätigkeit、「愛国協会」Patriotische Gesellschaft、「赤十字祖国婦人協会」Vaterländische Frauenverein von Roten Kreuzを中心とする私的福祉団体が共同で「ハンブルク戦時救援」Hamburgische Kriegshilfeを結成し、衣類や靴などの現物給付、家賃補助など、とくに応召兵士家族の救援を中心とする扶助活動を行うこととなった。ただし、ここでは、戦争が長期化するなかで、1916年以降、戦傷者扶助、軍人遺族扶助、住宅問題、雇用創出、衛生問題といった問題をそれぞれ個別的に扱う新しい組織が次々に生み出されていった⁶⁹⁾。

ベルリンでは、私的福祉団体を統合する「ベルリン私的扶助本部」Zentrale für private Fürsorge, E. V. in Berlinが1893年に設立されていたが、戦時期にはそれ以上の組織統合はみられず、多くの団体が独自の支援活動を行った。そうしたなかであって、応召兵士家族支援において「全国婦人奉仕会」が大きな役割を果たしたことは、既にみたとおりである。「全国

69) 私的戦時扶助団体の結成については、すでにみた例のほかに、B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 48-49に簡単な記述がある。また、ミュンヘンについては、*Kriegsstellen für die soziale Kriegsfürsorge in Bayern*, S. 26-28; B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 107-108, ハンブルクについては、K. Erichson, *Die Fürsorge in Hamburg*, S. 73-74, デュッセルドルフについては、G. Bäumer, *Die Eingliederung der Frauen in die Kriegswohlfahrtspflege*, in: *Frau*, November 1914, S. 76-77; A. Oehler, *Düsseldorf im Weltkrieg. Schicksal und Arbeit einer deutschen Großstadt*, Düsseldorf (1927), S. 113-133, バルメンについては、P. Hermann, *Wohlfahrtszentrale der Stadt Barmen. Ihr Wesen und bisheriges Wirken*, Barmen 1917, S. 11-13, 171-178を参照。

68) E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 45.

婦人奉仕会」の「救援委員会」と市「支援委員会」との密接な結びつきは、「救援委員会は支援委員会の付属物である」とも表現された⁷⁰⁾。

「全国婦人奉仕会」の活動は、ベルリン近郊、ハノーファー、シュテティン、コブレンツ、ヴィッテン、エルバーフェルト、バルメン、フランクフルト・アム・マイン、ケーニヒスベルク、カッセル、ドレーズデン、ライプツィヒ、シュトゥットガルト、ウルム、テュービンゲン、ブラウンシュバイク、マールブルクなどでもみられた。いくつかについて、そのあらましをみておこう。①ハイデルベルクでは、会員が市の本部委員会をはじめとする種々の委員会に入った他に、「全国婦人奉仕会」は、家賃係争の調停、疾病保険継続の告知、戦争を理由とする不当な解雇や賃金引き下げへの対応、農村部における戦時救援の創設など、活発に活動し、そのために会員が農村部を巡回することもあった。②ハノーファーでは、1914年には「全国婦人奉仕会」の400人の会員が戦時扶助局や市の救援所で活動したが、その一部は、貧民扶助などの経験を有したり、国民学校教師であったりした。但し、ここでは、次第に福祉活動の職業化が進み、18年10月には無給の名誉職で活動する女性は112人だけであり、それに対して有給職は201人を数えた。③フランクフルトでは、50以上の団体が「全国婦人奉仕会」に加わった。そして、「全国婦人奉仕会」は、統合された私的扶助団体に参加する

一方、失業対策、食料供給、乳幼児・児童・若い母親の扶助の活動に独自に取り組んだ。④婦人運動の伝統をもつライプツィヒでも、1914年8月には、従来の「ドイツ婦人協会同盟」の枠をこえ、すべての宗派や政党から「全国婦人奉仕会」に参加した人々が、市の「下部委員会」における地区長や扶助員として応召兵士家族の調査や世話をを行い、市の指示と委託を受けて種々の団体による扶助間の調整にあたった他、市の戦時扶助の他の領域でも活動し、女性の雇用創出にも努めた。以上のような、諸地域における活動とならんで、「全国婦人奉仕会」の本部委員会は、テーマ毎に、児童扶助、食料問題、住宅仲介、衣料寄託、職業紹介、雇用創出、広報、自発的扶助員の仲介、相談所、という9つのグループをつくり、既存の制度を概観し、救援の組織化に努めた⁷¹⁾。

このような「全国婦人奉仕会」の活動について、その指導者であったボイマー自身は、「市官庁との緊密な共同作業は、これらのすべての場合に当然のことである。ほとんどの場合、婦人たちには市の部屋が提供されている。……ある点では、全国婦人奉仕会は市当局の自発的機関である」、「社会的戦時扶助の全課題にとって、全国婦人奉仕会は市当局の女性援軍である」と特徴づけていた⁷²⁾。

もっとも、戦時扶助体制全体のなかでの女性の発言権は、なお市民権の取得が制限されてい

70) D. Hirschfeld, Zentrale für private Fürsorge, E. V. in Berlin. Tätigkeitsbericht erstattet im August 1911, in: *Zeitschrift für das Armenwesen*, 12. Jg., Heft 11, 1911, S. 325-330; J. Altenrath, Soziale Fürsorge in der Kriegszeit, S. 299; E. Kaeber (Hrsg.), *Berlin im Weltkrieg*, S. 560; U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 315.

71) G. Bäumer, Nationaler Frauendienst, S. 715; dies., *Die deutsche Frau in der sozialen Fürsorge*, S. 2; B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 106-112. なお、ハノーファーについては、E. Wex, *Die Entwicklung der sozialen Fürsorge in Deutschland*, S. 18, フランクフルトについては、H. Drünner, *Im Schatten des Weltkrieges*, S. 76-79, ライプツィヒについては、P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 144-146を参照。

たこともあって、限られたものであった⁷³⁾。また、「全国婦人奉仕会」では、多くの団体、広い階層から多くの人々が動員されたことによって、その内部で権力の配分や主導権などをめぐる対立があった。さらに、のちにも触れるように、扶助員と支援受給者との間で不信が生じることもあった。そして、戦争が長期化するなかで、仕事そのものの難しさに加えて、家族の戦死や負傷、配偶者や父親の代役、自らの生活状態の悪化、過労や栄養障害による健康障害などが目立つようになり、また、福祉活動の職業化が進んだことによって⁷⁴⁾、扶助員として活動する人の数は減少していった。

b 給付組合による支援と私的扶助

第5表は、給付組合による応召兵士家族の支援とそれを補完する私的扶助との関係を、第4表と同じく、諸都市に対するアンケート結果にもとづいて整理したものである。これに、さきにみた事例をあわせて、応召兵士家族支援についての私的扶助の役割をみることにしよう⁷⁵⁾。

(1) その1つのあり方は、私的扶助団体で活動する人々が、個人として公的な応召兵士家族支援に参加するケースである。シャルロテンブルク、ハノーファー、ライプツィヒにおいて「全国婦人奉仕会」の会員が市の支援機関のなかで積極的に活動したことは、さきにみたとおりである。とくにシャルロテンブルクの場合は、「全国婦人奉仕会は市の機関ではないけれども、本部委員会と支援委員会とは同時に全国婦人奉仕会の機関である」と形容された。デュッセルドルフの「戦時支援局」でも女性扶助員が活動した⁷⁶⁾。

72) G. Bäumer, Nationaler Frauendienst, S. 715; dies., *Die deutsche Frau in der sozialen Fürsorge*, S. 2. ヴェックスは、「全国婦人奉仕会は戦時扶助における市当局の援軍となった。そして、市の福祉と私的なそれとが融合して新しい統一体になっている、扶助活動の新しい形態の顕著な事例という印象を与えた。自発的な福祉の相互に関係をもたない多くの人々がここに統合され、役所の機構に組み入れられた」と評価している。E. Wex, *Die Entwicklung der sozialen Fürsorge in Deutschland*, S. 18. B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 101. R. Landwehr, Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik, S. 81-82をも参照。

73) クントルスによれば、1915年までに給付組合の支援委員会で女性委員がいたのはアルンスベルク、ツェレ、カッセル、エルバーフェルト、ハーゲン、ヘルデ、ランズフート、オレデンブルク、オスナブリュックに限られた。その点に関して、彼女は、「支援委員会に女性を受け入れる法的な可能性があるのは、市の委員会への所属が市民権の取得に左右されない邦国においてだけである」と述べている。B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 112. ベルリンにおいて女性が支援申請の決定には関わらなかったことを指摘したラントヴェアは、その理由として、<都市条例>第59条によって、選挙権を持つ市民だけにそうした権利が認められていたことをあげている。R. Landwehr, Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik, S. 82.

74) B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 104-105, 107-112. ライプツィヒについてブラントマンは、1915年から「討議局」、「失業対策局」など、扶助に関する部署が新設され、それによって、名誉職の活動が部分的に代替されたり、そうした活動に携わっていた人々が市の扶助員として任用されたりしたことを指摘している。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 146-147.

75) この項目については、E. Levi, *Die Zuschussunterstützung der Gemeinden*, S. 44-47; C. L. K. von Nidda, *Entwicklungstendenzen und gegenseitige Beziehungen der öffentlichen und freien Wohlfahrtspflege in Deutschland*, S. 210-215を参照。レヴィは、給付組合と私的な扶助団体との関係を①私的団体が給付組合から完全に独立して協力する(プレーメンやマンハイム)、②市の監督下で私的団体の独立性が制限されたながら協力する(フランクフルト)、③私的団体の協力が一定の領域に限定されている(ベルリン、バルメン、エルバーフェルト)、④私的団体が資金や人員だけを提供する(ハノーファー、レムシャイト)、という4つに分類している。本稿でもこれを参考にしたが、分類の方法や整理については、いくつかの変更を加えた。

第5表 給付組合の応召兵士家族支援と私的組織による補完

給付組合	支援の性格と支援額	補完	公私間の関係
バルメン	支援は公的	家賃補助、市賄所は福祉本部が行う 但し、その資金は帝国、邦、市による	
ベルリン	帝国最低支援額＋ 100%の割増	「全国婦人奉仕会」による現物支援	
ブレーメン	帝国最低支援額	「赤十字」の「中央救援委員会」は独自の支援	市委員会と「中央救援委員会」の間で接触・協定
ブレスラウ	救貧法による困窮者に 拡大戦時扶助が補完	その他は「全国婦人奉仕会」による	
カッセル	支援は公的		
ケムニッツ	支援は公的	衣料は「婦人戦時救援会」に、食料は 「赤十字」の「ドイツ婦人協会」による	
エルバーフェルト	支援は公的	家賃補助は「戦時救援協会」による	家賃補助の基本的問題は市当局が決定
フランクフルト	帝国最低支援額＋ 一定率の割増	「家族支援本部」による補完	「家族支援本部」の決議はすべて参事会に報告 全般的規定に関しては「市支援委員会」と「家族支援本部」で定期的協定
グーベン		特別支援については「赤十字」が認可 資金は給付組合が提供	
ハーゲン	支援は公的		
ハンブルク	支援は基本的に公的	「戦時支援」は家賃補助	「戦時支援」は給付組合や その他官庁から独立した組織
ライプツィヒ	支援は公的	「戦時惨禍義捐金」と「全国婦人奉仕会」 による補完	
リューベック	帝国最低支援額＋ 一定率の割増	赤十字がとくに家賃補助による補完	密接な接触
マンハイム	帝国最低支援額＋ 一定率の割増	「戦時扶助本部」による補完	不介入 「戦時扶助本部」は全般的 問題について接触
ミュンヘン	支援は公的		
レムシャイト	支援は公的	「自発的喜捨中央委員会」が補完的救援	
シュトラースブルク	支援は基本的には公的	「自発的戦時扶助本部」は限られた範囲で補完	

資料：Kommunales Jahrbuch, Kriegsband, 1919, S. 63-64.

(2) 他方では、私的扶助団体が給付組合と一定の分業・補完関係をつくって活動する例もみられた。既に何度も触れたように、ベルリンや

フランクフルト、マンハイム—ここでは、給付組合が近隣の小ゲマインデを含む範囲で設置されたという特殊事情があったが—など、給付組合による支援が<兵士家族支援法>に規定された最低支援額に一定率の割増給付を行うように定められたところでは、「全国婦人奉仕会」や「戦時扶助本部」は、給付組合の規定を超えて

76) シャルロッテンブルクについての引用は、J. Jastrow, *Im Kriegszustand*, S. 118による。その他に、G. Bäumer, *Nationaler Frauendienst*, S. 718; E. Wex, *Die Entwicklung der sozialen Fürsorge in Deutschland*, S. 18をも参照。

必要とされる扶助を行い、応召兵士家族の個別的な困窮の事情に対応する、という役割を果たした。同様にデュッセルドルフでも、「戦時支援局」が〈兵士家族支援法〉に規定された最低支援額を一定率で割増した支援を行い、それを超える扶助は「自発的慈善活動本部」に委ねられた。後者の応召兵士家族扶助を担当する第14部は、個々の事情を審査し、必要とされるものを現物で支給したのであった⁷⁷⁾。

(3) 私的な扶助のいま1つのあり方は、それが制度上は給付組合による支援から独立している場合である。その例として、レヴィがあげているのはブレーメンである。ここでは応召兵士家族支援を取り扱うために設置された「市政府委員会」は、〈兵士家族支援法〉第5条による最低支援額についての決定を下しただけであり、それを超えるすべての扶助は、「赤十字」の

「中央救援委員会」によって引き受けられた。「中央救援委員会」は、ブレーメンにおける自発的な慈善活動を統合し、独自に定めた原則にしたがって活動したが、その原則は市政府の支援原則と個別的な点すべてについて一致しているわけではなかった。ハンブルクでも、「ハンブルク戦時救援」の活動領域は、市の「戦時支援委員会」、「赤十字」、公的な貧民扶助とははっきりと区別されており、それが市の戦時支援を補完するのはとくに緊急の場合に限られていた。

しかし、このように私的扶助の独立性が強くみえるなかでも、人員や資金などの面で市当局との連携がとられたり、市からの補助がなされていた。ブレーメンでは、統一性を確保するために、「市政府委員会」と「中央救援委員会」との間では、人的な繋がりがみられた他に、両者間では多くの申し合わせが結ばれるようになったし、帝国最低支援額の75%に当たる額が市から月々補助された。ハンブルクでも、私的扶助団体である「ハンブルク戦時救援」、ハンブルク市の「戦時支援委員会」、全般的な救貧施設の三者の間では人的な重なりがみられた⁷⁸⁾。

以上のように、都市によって、私的な扶助活動のあり方は様々であり、応召兵士家族支援全体のなかでそれが果たす役割にも違いもみられた。そうしたことを確認したうえで、なお二つ

77) デュッセルドルフについては、A. Oehler, *Düsseldorf im Weltkrieg*, S. 113-114, 141-142を参照。マンハイムについては、「支援額を個々の場合の必要に合わせることは、戦時扶助本部に委ねられねばならなかった。戦時扶助本部は、まさに帝国法により整理された救援の補完を自らの主要課題の一つと考えている」というアルトマンの指摘がある。S. P. Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim*, S.8.

なお、フランクフルトの場合についてルンブが、「兵士家族支援法第5条によって支払われるべき最低支援額に百分率による一様な割増を認めることによって、市当局は、私的戦時扶助のために、給付組合に課せられている義務の一部を果たすことを放棄した。それは、最低額と市の割増額を超えて支援が必要であるような場合に、はみ出しているこの必要部分を満たすという課題である。……戦争が短期である場合には、この問題はかなりどうでもいいことだった」と述べていることに注目しておきたい。H. Rumpf, *Die Unterstützung der Kriegsteilnehmer-Familien in Frankfurt am Main*, S. 9. ここには、戦争が短期に終わるという予測に基づいて戦時扶助も短期的に考えられていたことが示されているからである。ライプツィヒにおいても、他よりも高い水準の割増給付は、戦争の短期性、「勝利による講和」という信念によっていたことをブランドマンは指摘している。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 136-137.

78) E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 45, 47, 63-65; P. Hirsch, *Kommunale Kriegsfürsorge*, S. 69; B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 49. クントルスによれば、ハンブルクでは、該当者の尊厳や教育的な効果を考慮して「ハンブルク戦時救援」、市「戦時支援委員会」、救貧施設の三者が外面的には分離されたが、現実には、「戦時救援」は、貧民扶助員に調査活動を依頼したし、「戦時支援委員会」には「戦時救援」と救貧施設の代表者が入って、これらの中で幾重もの人的重なりができた。

の点に注目しておきたい。

その一つは、とくに戦争が長期化するなかで、多くの私的扶助団体が市からの資金援助を受けるようになったことである。ベルリンでは「全国婦人奉仕会」の支援活動の主要な資金は市によって提供された。ライプツィヒの「戦時惨禍義捐金」は、資金不足のために、当初の活動領域を狭めて1915年末以降は家賃補助に限定したが、それさえも市からの資金援助に頼らなければならなかった。マンハイムでも、「戦時扶助本部」は1915年初めから資金不足に陥った。収入源確保のために、定期的な寄付を募ったり、チャリティ・コンサートを開いたり、と様々な手段が講じられたが、それでも増大する支出に対応することはできなかった。そこで、「戦時扶助本部」が行っていた家賃補助の半額については月々市から補助されることになり、その額は16年6月までに78万マルクに達した。私的な福祉団体が豊富な資金をもっていたフランクフルトの場合、「戦時扶助本部」の収入は、1915年末には私的な寄付金による収入が641万マルクであったのに対して、市からの補助は296万マルクに過ぎなかったが、16年末には両者が均衡し、18年末には市からの補助が3800万マルクであったのに対して、私的な寄付金による収入は1200万マルクであった。こうした変化に伴って、市の影響力も大きくなっていったという⁷⁹⁾。

注目すべき第2の点は、そうした多様性や変化にもかかわらず、応召兵士家族支援のなかで、公私の扶助機関・組織が連携し、相互に補完し、さらには人的・資金的な結びつきをとおして両者が混合するようなシステムができあがったことである。「混合運営」der gemischte Betriebという言葉で表現される、こうした福祉制度のあり方は戦後も継承されていくことになる⁸⁰⁾。

第6表 マンハイムの戦時扶助人員(1916年)

(単位:人)

機関・組織	市公吏	有給職員	無給扶助員	合計
市「戦時局」	3	56	4	63
「戦時扶助本部」	19	85	170	274
合計	22	141	174	337

資料: S. P. Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim, Mannheim/Berlin/Leipzig*, 1916, S. 4, 66.

(d) 名誉職扶助員の活動と「城内平和」

戦時扶助活動、とくに応召兵士家族の支援には、給付組合でそれに従事する公吏のほかにも多くの人々が動員された。それには、多くの公吏や職員が兵士として召集されたという事情も働いていたが、それだけではなかった⁸¹⁾。応召兵士家族支援においては、給付組合だけでなく私的扶助が大きな役割を果たしたこと、公私双方の扶助に多くの人々が関わったことは既にみたとおりである。戦時扶助に関わった人員の規模をいくつかの数字によって改めて確認しよう。第6表は、マンハイムの市「戦時支援局」と「戦時扶助本部」の1916年時点での人員数を示したものである。これによると、合計337人のうち、市「戦時局」63人、「戦時扶助本部」274人であり、「戦時扶助本部」は、合計では市

79) ベルリンについては、G. Bäumer, *Die Tätigkeit des Nationales Frauendienstes*, in: *Berliner Fürsorge-Arbeit während des Krieges*, S. 104; R. Landwehr, *Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik*, S. 81を、ライプツィヒについては、P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 142-143を、マンハイムについては、S. P. Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim*, S. 102を、フランクフルトについては、H. Luppe, *Die Neuordnung der Wohlfahrtspflege in Frankfurt am Main*, S. 18-19; H. Drünner, *Im Schatten des Weltkrieges*, S. 483; U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 315, 320を、その他に、E. Levi, *Die Zuschussunterstützung der Gemeinden*, S. 44-47を参照。

「戦時局」よりもはるかに多くの人員を抱えていたことがわかる。また、私的扶助組織である「戦時扶助本部」に19人、市「戦時局」に3人の市公吏が配置されていた。これらの数字は、「戦時扶助本部」の果たした役割の大きさを窺わせると同時に、公私の混合した扶助のあり方をも示している。さらに、無給名誉職の扶助員は全体の過半、「戦時扶助本部」の60%を占めていた。戦時扶助の活動がこうした人々によって支えられていたことの現われとして注目されよう。つづいて、ミュンヘンについてみれば(第7表)、「福祉本部委員会」の合計人数841人のうち526人が無給名誉職の扶助員であり、その割合は一段と高い。また、女性は513人で、全体の60%を占めていたことも注目される。そ

第7表 ミュンヘン「福祉本部委員会」の人員
(単位：人)

部 署	男 子	女 子	合 計
決 定 機 関	107	54	161
内 勤	96	220	316
有 給	34	103	137
無 給	62	117	179
外 勤 (調 査)	125	239	364
有 給	8	9	17
無 給	117	230	347
合 計	328	513	841

註：戦争後半(1917, 18年頃)の数字と推定される。
資料：B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, Hamburg 1995, S. 108.

のうち、内勤117人、外勤230人の合計347人は無給の名誉職であったが、女性有給職も166人で、これは有給職全体の50%を超えていた。戦時扶助活動において女性が大きな位置を占めたことが、ここに示されている。もっとも、決定機関では男性の占める比率はなお高い。これは、さきに「全国婦人奉仕会」について述べたこと

80) フランクフルトの「戦争犠牲者救援全体委員会」を「混合運営」と特徴づけたラッツは、「1918年9月に設立されたフランクフルトの福祉局の組織には戦時扶助が決定的にかかわっていた。……戦時扶助の組織モデルに倣って、福祉局は公私混合運営という形態をとった」と述べている。U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 321, 330. 北村「第1次世界大戦期ドイツにおける戦時扶助体制と女性動員」, 38ページ以下, をも参照。ライプツィヒの場合についてブランドマンは、他の都市に比しても官僚が主導的であったことを強調しており、そうした扶助の構造がヴァイマル期の都市扶助の基本構造をなしたと捉えている。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 145-150, besonders, S. 148. マンハイムにおける「混合経営」は, S. P. Altmann, *Die Kriegsfürsorge in Mannheim*, S. 62で論じられている。より一般的には、次のようなレヴィの指摘を参照。「全体として、私的・公的扶助の協力は真価を発揮し、双方にとって有益であった、ということが出来る。公的扶助(貧民扶助)における自由意志の人々の活動は、平時にはしばしばなされた。けれども、基本的に新しい現象は、私的団体が公的な制度と組織的に協力するという、この混合運営 dieser gemischte Betrieb にあった。……いずれにしても、こうした協力のあり方をおして、市行政の指揮のもとでの私的および公的な支援活動の提携は、福祉局における和合のためにも準備された。」E. Levi, *Die Zuschußunterstützung der Gemeinden*, S. 47.

81) ロイレッケは、戦時扶助として、①応召兵士家族扶助、②失業者扶助、③中間層扶助、④食糧・衣料・燃料供給、という4大領域に、前線兵士への慰問品の発送、難民の世話、負傷者の救護といった領域も加えて、次のように述べている。「これらの活動すべてに多くが費やされねばならなかったことは明らかである。現存の市吏員や職員ではこれをなしえなかったであろうが、それは、召集によってその数が減少していたからだけではない。開戦時に、とくに市民層の愛国的な熱狂から、いたるところで福祉・市民団体、教会や政党に結びついたグループが自発的に協力したり課題の一部を引き受ける気持をもっていただけからこそである。」J. Reulecke, *Städtische Finanzprobleme und Kriegswohlfahrtspflege im Ersten Weltkrieg unter besonderer Berücksichtigung der Stadt Barmen*, in: *Zeitschrift für Stadtgeschichte, Stadtsoziologie und Denkmalpflege*, Jg. 2, 1975, S. 66-67. 例えばグーベンでは、公吏全体の21%とその他の職員が召集された。Darstellungen einzelner Städte über ihre Maßnahmen anlässlich des Krieges, Sp. 527. またライプツィヒについても、「多数の公吏・職員が軍隊に召集されたことにより、未だ嘗てないほど私的な扶助活動の自発的な協力に頼った」ことが指摘されている。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 140.

とも合わせて、女性の活動の場はなお限られていたことを物語っている。

さらに、戦時扶助が分散した方式で行われることになる、それに要する人員数はそれだけ多くなる。戦時扶助を最も包括的に組織していたといわれる「バルメン市福祉本部」では、約500人の有給職員とともに3000人をこえる無給の扶助員が活動していた。バルメンの人口は当時およそ17万人であったから、その規模の大きさがこの数字からも推測される⁸²⁾。また、兵士家族支援に限っての数字を拾ってみると、1916年末には、フランクフルトでは、兵士家族扶助活動に自発的に携わっていた人数は1500人近くに達していたし、ハーゲンでは200人以上の扶助員が、ライプツィヒでも400人をこえる扶助員が名誉職として活動していた⁸³⁾。

このように、戦時扶助においては、多くの人々がとくに無給の名誉職として活動した。ここには、エルバーフェルト制度以来の伝統をみて取ることもできるであろう。それとともに、なお注目しなければならないのは、そうした人々が広い階層、そして様々な政治的立場から動員されたことである。ベルリンでは、地区での調査活動に従事した多くは、板金工親方、家主、年金生活者、商人、菓子職人、機械工、といった「小市民上層」の人々であったし、「全国婦人奉仕会」の1000~1400人の女性扶助員のうち約600人は労働組合や社会民主党系であった。ライプツィヒでも、社会民主党は、「戦時救援邦

委員会」を始め、戦時扶助を扱う多くの委員会に代表者をおくっていた。フランクフルトでも、1914年8月3日にフランクフルト市議会で社会民主党議員団が特別予算に賛成したのをきっかけに、社会民主党は市や他の市民政党との協力関係をもつようになった。そして、戦時扶助においても様々な政治的立場をこえた「作業チーム」がつくられた⁸⁴⁾。

これらの断片的な事実は、社会民主党が戦時扶助に積極的に関わったことを推測させる。この点についてはなお考究すべき点が多く残されているが、確認されている若干の事実だけでも書きとめておくこととしよう。第8表は、社会民主党女性党員の組織がおかれている地域において、その戦時扶助へのかかわり方を示したものである。これによると、ここであげられた39の地域のうち、扶助活動への取り組みがみられなかったのはカトヴィッツだけであり、その他の38の地域では社会民主党員が戦時扶助にかかわっていたことがわかる。その内訳をみると、女性党員が独自の扶助活動をしていた地域は10を数えたが、独自の活動だけをしていたそれは4にすぎなかった。他方、女性党員が市の扶助機関や市民的な扶助団体のなかで、あるいはそれらと共同で活動していた地域は、それぞれ21、23に達した。女性社会民主党員の戦時扶助への関与は全体として積極的であり、それも、公私

82) P. Hermann, *Wohlfahrtszentrale der Stadt Barmen*, S. 12.

83) フランクフルトについては、U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 317, ライプツィヒについては、P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 138, 146.

84) S. Wronsky, *Groß-Berliner Wohlfahrtspflege im Kriege*, S. 353; R. Landwehr, *Funktionswandel der Fürsorge vom Ersten Weltkrieg bis zum Ende der Weimarer Republik*, S. 81; B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 82, 106; P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 128-133; U. Ratz, *Arbeiteremanzipation zwischen Karl Marx und Lujo Brentano*, S. 318-319; 北村「第1次世界大戦期ドイツにおける戦時扶助体制と女性動員」, 30-33ページ。

第8表 社会民主党女性党員の戦時扶助活動

地 域	独自	市の扶助	市民的活動
ハンブルク		○	
ブレーメン西北部			○
ブラウンシュヴァイク		○	
テューリングン	○		○
メクレンブルク		○	○
リューベック		○	○
ヘッセン			○
バーデン			○
ヴェルテンベルク		○	
ライプツィヒ		○	
ツヴィツカウ			○
ケムニッツ	○		○
ドレーズデン		○	○
プファルツ	○		
北バイエルン		○	
南バイエルン			○
オーバーライン		○	○
ニーダーライン		○	○
ヴェストファーレン東部	○	○	○
ヘッセン-ナッサウ		○	○
ヘッセン-カッセル		○	
ブレスラウ東部	○		
ブレスラウ西部	○		
ヴェストファーレン西部			○
シュレスヴィヒ-ホルシュタイン			○
アルトナ			○
ハノーファー	○	○	
東プロイセン	○		
西プロイセン			○
ボンメルン		○	○
ゲルリッツ-ラウバン			○
オーバーランゲンビーラウ		○	○
カトヴィッツ	—	—	—
ブランデンブルク	○		○
大ベルリン	○	○	
マクデブルク		○	○
ハレ		○	
エアフルト		○	
ポゼン		○	

資料：L. Zietz, Die sozialdemokratischen Frauen und der Krieg, in: Ergänzungshefte zur Neuen Zeit, Nr. 21, 1915, S. 4-5.

のそれに参加し、その一端を担うという形をとったものが多かったのである。

これについては、いくつかの理由があげられる。まず、社会民主党や労働組合の戦時扶助への参加は、多くの地域で歓迎された。被支援者の多くを労働者が占めたことから、社会民主党や労働組合の協力は好都合だったであろう⁸⁵⁾。また、社会民主党や労働組合の側からすれば、召集による組織の弱体化を背景として、非協力の場合に弾圧される懸念、労働者の国家への統合の期待、戦時扶助を自分たちに有利に動かしたいという意欲なども働いたであろう⁸⁶⁾。こうして、ここでも「城内平和」が成立した。それは、「一方における労働者や職員の自助組織、他方における隣人愛活動の団体が互いに並んで進んだ。組織活動や調査などを修練する男女が今や労働組合の範囲から出てきたことは、きわめて大きな意味をもった。それは、支援事業が向けられている階層のためにだけでなく、そうした階層によって支援活動が行われる組織の最初の試みであった」と評価されることもあった⁸⁷⁾。

85) A. G. Meyer, The Social Democratic Women's Movement in Germany, 1914-1918, in: R. Fletcher (ed.), *Bernstein to Brandt. A Short History of German Social Democracy*, London 1987, pp. 86-87. クントルスは、「おそらくは、<きわめて広範なプロレタリア大衆>の信頼が、市民的な婦人運動が社会民主党員の協力を擁護し、必要とした決定的な根拠の一つであった」、と述べている。B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S. 103.

86) マイヤーは、社会民主党、とくに女性党員の戦時扶助への参加を、「有産者婦人や公的機関との実りある協力」が初めてなされたものとして捉えている。A. G. Meyer, op. cit., p. 86. また、ブランドマンは、労働者のなかに、「新しくなった国家」への統合の期待があったことを指摘している。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 128.

87) J. Jastrow, *Im Kriegszustand*, S. 118.

しかし、戦争の長期化とともに、ここでも、「全国婦人奉仕会」についてみられたのと同じような問題が生じた。社会民主党員や労働組合員が「全国婦人奉仕会」の活動に参加していたということからすれば、それは改めて取り上げるまでもないことかもしれない。ただ、応召や戦死、負傷などによる家族扶養の必要、生活苦、過労や栄養不良による健康の悪化といったこと

がらが社会民主党員や労働組合員の間ではより一層強くみられたと考える、不自然ではないであろうし、そうしたなかで、無給の扶助活動が困難になったり制度そのものに対する疑問が生まれたりすることは、推測に難くない⁸⁸⁾。名誉職の活動、とくに社会民主党員のそれは、長期の大戦に耐えうるものではなかったのである。

[福岡工業大学社会環境学部 教授]

88) クントルスは、「当初は高かった関心も、まさに戦闘が長期化するとともに衰えた」、「社会民主党員の代表団はすべての委員会において、結局は続かなかった。というのは、多くは困窮のために職業上の仕事をしなければならなかったからである。政治的な抗争も一役買った。一部の社会民主党員は、党の城内平和政策批判と関連づけて、全国婦人奉仕会からの即時の脱退をも要求したし、他の一部は仕事の名誉職性や市民的な夫人の尊大な態度を批判した」と述べている。B. Kundrus, *Kriegerfrauen*, S.105, 106. また、「戦争当初の国民的昂揚による城内平和がさしあたっては多くの政治的封鎖を解いた、そして、自治体官僚は政治的な自由行動の余地を得、その社会的な規制を拡大し、近代化した」ライプツィヒでは、「これらの社会民主党員は、地方政治の実質的な変化という意味では市当局にほとんど圧力をかけることができず、実施される戦時扶助の特質の一翼を担ったから、戦争が長期化するとともに、自分たちの政治的陣営から、その「労働者代表」としての正統性がますます公然と問われた」のであった。P. Brandmann, *Leipzig zwischen Klassenkampf und Sozialreform*, S. 133, 150-151.